

第 37 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 7 年 3 月 7 日（金） 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、5 番 濱口佳史、
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
11 番 酒井幸男、13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
4 番 山下理恵、10 番 垣谷征志、12 番 福留康弘
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（4 件）
議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請（県知事許可）について（1 件）
議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請（県知事許可）について（1 件）
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号 令和 7 年度最適化活用の目標の決定等について
 - (3) その他の討議・報告事項について

議長　それでは、時間も来ましたし予定の人員もそろいましたので、これからは今期最後、3月の定例会を始めたいと思います。いよいよ本年最後でございます、今年退任されるという方もおろうかと思ひますんで、後でまたあいさつをしていただきたいと思います。また、3月に入りまして寒かったり温かったりと、いろいろと体調管理の方も大変かと思ひます。自分も花粉症で、もう難儀を起こしております。皆さんもご注意をしていただきたいと思います。また、3月は季節の変わり目でございますので、十分に気を付けていただきたいと思います。それでは早速始めたいと思ひますが、今日、欠席者3名おりまして、〇〇さんと〇〇さんが欠席、〇〇さんが来てましたけど、ちょっと体調が悪いということで途中で帰りましたので、3名の欠席ということでございます。それで、会の方は成立しております。

それで議事録の署名人ですが、〇〇くんと〇〇さんをお願いをしたいと思ひます。それでは早速、3月の定例会を始めたいと思ひます。それでは議案第1号、農地法第3条許可申請が4件出ております。1番より、事務局の方から説明をお願いします。

事務局　それでは、ご説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いします。農地法第3条申請、4件になります。1番の方から説明させていただきます。

1番と2番が譲受人さんが同じでして、場所もすぐ近隣になりますので、一体的にご説明をさせていただきます。番号1番、譲渡人、〇〇さんです。譲受人、〇〇さんとなっております。場所としまして、黒潮町蜷川字中原4161番、田417平米。理由としまして、所有権移転・売買となっております。続きまして、2番、譲渡人、〇〇さんです。譲受人さん、〇〇さんとなっております。申請地としまして、黒潮町蜷川字中原4163番、田614平米。こちらも売買となっております。3ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、場所としまして、蜷川の奥の方に入っていきます、クリーンセンターを少し過ぎた辺りとなっております。〇〇さんの道路を挟んで向かい側になる場所となります。続いて、4ページがゼンリンの地図となっております。続いて、5ページが拡大の航空写真です。こちら、2筆というふうには今回となっておりますが、実は、この間のここが3筆に分かれてまして、間の筆もできれば所有権移転をできたらということでご検討されたようなのですが、なかなかちょっと調整がつかなかったもので、実はこの後、利用権設定のところまで今回出てきておりますので、この真ん中の筆については利用権設定で耕作をしていくということになるようです。続いて、6ページが公図となっております。続きまして、7ページが現況写真となっております。見たところ、広い田んぼ1枚に見えたりもしますが、こちらが3筆となっております。続いて、8ページが第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲受人、〇〇さんです。譲渡人、〇〇さんと〇〇さんです。第2項第1号につきまして、譲受人は主にミョウガを耕作しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としまして、〇〇となっております。所有機械としてまして、

軽トラック、管理機となっております。第2号につきまして、法人ですけれども、こちら該当はありません。第3号につきまして、該当ありません。第4号につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間220日の作業従事日数となっております。第5号は、該当ありません。第6号につきまして、譲受人は周辺地で農業を行っており、農地取得後はミョウガを栽培する予定であるため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方からの説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 この間、〇〇さんに現地で会いまして話を聞いてきました。〇〇というふうな感じで、今法人化しておりますが、家族経営でミョウガの施設栽培を現在行っております。この案件は、規模拡大に向けての取り組みの案件になってます。で、ここの土地を選んだがは、5ページを開いてもらったらええがです。写真で右側にハウスが2棟建ってますが、手前側の下側の3連棟が、現在〇〇さんが作っているハウスになるとこです。今回申請があった土地は、この左側の道を挟んですぐ隣接されてますので、農作業上場都合がええということで目星を立てたということです。で、先ほどの事務局さんの方から言われましたけど、中が空いてます。今回の申請では出てませんが、これが何か地主さんの相続登記がまだ済んでないみたいな感じで。それが済んだらまた購入とか、そういうことを考えているようです。で、将来的にはここにミョウガのハウスを建てて取り組んでいく、そういうふうなつもりらしいです。で、この地区、蜷川地区も高齢化ということで、農業をやめるとか規模を減らしていく、そういう人もぼつぼつ出てきているようで。ここの土地もですね、去年までは別の人が稲作りをしていたそうですが、そういう関係で譲り受けることが比較的容易やったと、そういうふうに言っていました。将来、こういうふうな形で、土地を生かす方向でつないでいくんでありますので、問題ない案件じゃないかと思えます。

以上です。

議長 今、〇〇君の方からも詳しい説明がありました。将来、ハウスを建ててミョウガを作るということでございますが、この件につきまして何か質疑質問はありませんか。

何かないですかね。特に周辺農地に問題はないようございますが、将来的には真ん中も取得するというようなことございますが、ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

(異議なしの声あり)

それでは、3条許可申請1番、2番につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。3条許可申請の1番と2番は、承認をされました。

それでは、3条許可申請の3番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局　また1ページをお願いします。3条許可申請の、番号3番です。譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町田野浦字スルバチ 177 番、畑 1,281 平米。続いて、同じく田野浦字五本松 1422 番イ、畑 307 平米。同じく、字五本松 1422 番ハ、畑 102 平米。理由としまして、所有権の移転・贈与となっております。こちらですが、譲渡人さんが譲受人さんの〇〇で、生前贈与となります。

(やりとりあり)

ごめんなさい、〇〇の贈与になるようです。すいません。9ページからお願いします。まず、航空写真となっておりますが、場所としまして、田野浦の南部保育所の少し東側に当たる部分です。こちらスルバチと呼ばれる地区で、基盤整備をした場所となっております。ちょっと高いところに上がった場所で、高さがある農地となります。続いて、10ページがゼンリンの地図となっております。続きまして、11ページが拡大の航空写真です。続いて、12ページが公図となっております。続いて、13ページが現況写真となっております。まだ3筆ありますので、引き続き説明をさせていただきます。次の場所ですが、14ページの航空写真をお願いします。こちらの方が、本田団地を上がって行って、田野浦の本田団地を上がって行って、もう一番上に上り切った辺りの場所となります。続いて、15ページがゼンリンの地図となっております。続きまして、16ページが拡大の航空写真です。こちら、緑枠で囲っているところが地目上農地になっているところなんですけれども、場所としましてはかなり山林、藪に近いような場所となっております。続いて、17ページが公図となっております。赤枠で囲んでいるところが、今回の申請地ながですが、その周辺、1422-1口であったり左側の方にあります423-1口というのが、〇〇の山林になっているようです。続いて、18ページが現況写真となっております。もうこの辺り一帯が、こういった山林、藪のような現況となっている場所となります。続いて、19ページが第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。まず、譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号につきまして、譲受人は、季節野菜、ダイコン、ネギ、イモなどを栽培しており、農作業に従事する状況、今後の営農の予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としてのご本人となっております、所有機械としては管理機となっております。第2号、第3号は、該当はありません。第4号につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間150日の作業従事日数となっております。第5号は、該当ありません。第6号につきましては、所有権移転後は季節野菜を栽培する予定であるため、周辺状況等に影響はないものと見込まれます。こちら、後で説明しました五本松の方がこういった山林のような状況なので、ひょっと非農地証明ではないですかとも聞いたのですが、できるだけ農地として管理していきたいということなので、今回第3条約申請で提出があったものです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明が終わりました。

私が担当になるのですが、この間、〇〇君の方に、話を聞きました。ほんで、もう〇〇もご高齢なので、ご自分の名義にするということで、書士さんの方に直接出したらしいです。本人はその農業委員会に農地はかけないかんということも知らなかったみたいで。仕事をしよう関係で、ずっと耕作というわけにはいかんと思います。将来作ろうかというようなことですけど、その五本松いうて、私のハウスの上の方ですが、あそこはもうほとんど山林化してまして、なかなか農地として活用できるような状態ではありません。で、南部の保育園の沖の方にちょっと広い土地がありますが、そこは農地として活用できるんじゃないかというように思います。で、本人も、何かそこは作りたいというというようにことごとございましたので、名義を変えるが、贈与にしても、その農地が農業委員会にかけられないかんけんねと言うたんですけど、本人はちょっと知らなかったみたいで、多聞その書士さんの方からそう言われて出てきたんじゃないかと思います。贈与ということとございました。何か、この件につきまして質疑ありませんかね。

(その他、説明・事務局とのやりとりあり)

〇〇委員 今、会長が言いよったように、ここの場合、農地いうたらちょっと作らないかんやいか。これ、実際には耕作しないということやったら、今言いようとこは非農地の手続きにしてもろうたらね。

議 長 ちょっと休憩にしてください。少し申請者に確認してみます。

(申請者・行政書士と協議)

議 長 今、話をしまして、五本松については、非農地証明願で届出をするということでした。

ほいたら、そのスルバチについて、3条許可申請について承認されます方、挙手願います。挙手多数です。3番のスルバチについては3条許可申請で承認をされましたが、五本松については非農地証明願で再度提出するとのこと。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、3条許可申請の4番につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願いします。3条許可申請の4番です。譲渡人、〇〇さんです。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町浮鞭字ヤモウヂ 4150 番、畑 1,071 平米。理由としまして、所有権の移転・売買となっております。20 ページからお願いします。まず、航空写真ですけども、場所としまして、左下の方に〇〇が見えておりますが、〇〇のところを上がっていきまして、ヤモウヂ団地の方に入っていったすぐ左側にあるところと

なります。続いて、21 ページがゼンリンの地図となっております。右上の端っこの方にあると思いますが、すいません、見にくくなっております。続いて、22 ページが拡大の航空写真です。続きまして、23 ページが公図となっております。こちら、畑としては1 枚に見えておりますが、4149 と 4150 は地権者さんは別々となっております。続いて、24 ページが現況写真となっております。こちらの奥、右側の方に〇〇さんのハウスが建っている場所になります。続きまして、25 ページが第3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。第1 号につきまして、譲受人はブントや水稲を栽培しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としてご本人となっております、所有機械として、草刈り機、散粉機、軽トラックとなっております。第2 号、第3 号は、該当ありません。第4 号は、譲受人は農作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間 150 日の作業従事日数となっております。第5 号は、該当ありません。第6 号は、所有権移転後は柑橘類を栽培する予定であるため、周辺状況等に影響はないものと見込まれます。この〇〇さんですけれども、主にブントと水稲を耕作しているということのようです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありました、担当委員さんの方で何かありますか。

〇〇委員 この 22 ページの赤枠のところですが、この〇〇さんという方が購入するというので、ここは元はショウガを作っていました。ちょうど〇〇の方がもうここでよう作らないから返すということでありましたが、この〇〇さんが、自分も耕作ようしないから実はこの〇〇さんに買ってほしいということ。ちょうど今回、これのすぐ隣のところを、今度この農地利用集積計画の中にありますが〇〇さんという方が土地を持って、ここに〇〇さんがここを借りるという計画が今度出ております。そのついでにと思ってちょうど見に行ったところが、この〇〇さんが購入して、ここでミカンとかブントとかを作りたいということでもありますので、まあ隣もちょうど〇〇さんが今度利用権の設定をして耕作するというので、ちょうど遊休農地にはならないということの問題はないとは思っています。

議 長 いいですかね。今、〇〇さんの方からも特に問題はないと。隣が〇〇で、ここに果樹を植えるということですが、何かその件につきまして質疑ありませんかね。

この件につきまして、何か質疑ありませんかね。特に問題はないということですが、いいですかね。

(異議なしの声あり)

それでは、3 条許可申請の 4 番につきまして承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手願います。挙手全員です。農地法 3 条許可申請の 4 番につきましても、承認をさ

れました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条許可申請につきまして1件出ておりますが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 2ページをお願いします。議案第2号、第4条許可申請、1件出ております。番号1番、申請人、黒潮町の出口の〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町出口字ミミトボリ2280番1、田1,465平米となっております。理由としまして、約4年前から果樹の栽培を始めたものの、大型ダンプが頻繁に行き来し、砂利や土などによる粉塵が舞い散ることから耕作が難しい状況になってしまっているため、周辺の資材置き場の一部として利用できるよう転用するという事です。26ページからをお願いします。まず、航空写真となっておりますが、場所としまして、非農地証明などがよく出てきております〇〇さんの作業場、残土処理場という広い、その土色になっている山の中の場所となります。27ページが、ゼンリンの地図となっております。続きまして、28ページが拡大の航空写真です。ここに、28ページで申請地が重なっているところでちょっと扇形みたいになっている土の一区画があるがですけども、写真の中央あたりにある、ここに今果樹を植えて、ここが全て果樹畑となっておりますので、今回転用申請という形で挙がってきたものです。続きまして、29ページが公図となっております。こちらに、申請地の左上と右下辺りに畑2292と2285、こちら地目が畑になってまして、所有者〇〇さんというふうに記載があるがですが、ゆくゆくは〇〇さんがここも取得して、同じ用途で使うということですので、隣接同意などについては不要であるというふうに考えます。それ以外、接しているところはおおむね山林となっております。続きまして、30ページが現況写真となっております。すいません、当日資料でお配りしました土地利用計画図、議案第2号関係というものを一枚もので配ってるんですが、一応これも簡単な平面図ではあるがですが、簡単ですがご説明をします。用途としては土砂の保管場所というふうに書かれてまして、ここの斜線が引かれている部分がダンプの通り道、通路となるようです。この通路上の方に向かって、残土置き場の土地の方に向かっていくというような位置関係となっております。

こちら、簡単ですが以上です。

議長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さん、〇〇君に聞いてもらいました。

〇〇委員 26ページの、全体の航空写真で説明しますので。〇〇さんに聞いたら、ここは果樹を植えてずっと増やすことで、現在のところも土砂が粉塵が上がってもうあれには影響ないいうて、〇〇にも言われたいうて。で、増やしたいいうことながですが、〇〇に聞いたら、全体の土地開発に当たってここだけ農地になると都合が悪いけんいうことで、この申請を出してきたいうことながですが。全体図、写真で見たらずっと、左の上からずっと開発が

進んでまして、そっちの方も本人が言うには果樹を植えていきたいということなのですが、一応雑種地という名目で取りあえずここを変更したいというて、現状はそのままいう話なのですが、木を切るとか置くとかいうことじゃなしに、取りあえず今の状態で、果樹も植えたままで地目変更いうか、そこだけしたいような。ここが農地であったら、何か全体を開発していくに都合が悪いというて言われたいうて。もう一回そこも確認するというて何も言うて来ないいうことは、変更なかったがやろかね。そうせんと、全体的な土地開発に不都合ができちゃうということなんでしょう。〇〇さんがそういう全体を見た場合にそんなになるいうことで。そういうことでした。

議 長 今、〇〇君の方からの説明がありましたが、まあミカンはそのままで置くというがやね。やけどその開発上、一部農地としては都合が悪いので、まあ言うたら転用申請が出てきたということなのですが、何かこの件につきまして質疑はありませんかね。自分の見た限りでは、もう以前から〇〇さんのときに見たがですけど、結構、こうやってミカンを植えるけん農地に戻していうことで話は聞いちゃったがです。全体的に、その開発をするに都合が悪いというような〇〇さんの意見だそうですが、そこらあたりちょっと僕らには分からんがですけど、農地にしてもろうたらええがんじゃないろうかと思うがですけど。何か、ありませんかね。

〇〇委員 そのミカンがそのままということなですけど、もう農地ではないところへそのまま果樹なんかを置いちゃって、別に問題的にはないものじゃないかな。

議 長 ほんまやったら、そのミカンを植えたところは農地よね。

事務局 地目上、登記地目を雑種地に変えるということですが、実際は、今話してるように果樹が植わってるので、課税地目というのがあるがですけど、そこは農地のままになるというふうに思いますね。ただ、その登記地目が農地では、開発の手続き上、何か引っ掛かるものがあると。

議 長 恐らく、法務局では、農地ではなくて雑種地として、多分残っちゃうがやないろうかと思うが。それを、ゆくゆくはミカンを植えて農地に戻す、いうことで植えたみたいですけど。もう、あそこの辺りほとんど山やったところを〇〇が買うて開発して、ほんで、もう法務局の地目上は、雑種地として多分残っちゃうと思うがです。
(事務局、委員とのやりとりあり)

〇〇委員 〇〇さんは、そこらへんを全部平らにしてミカンを植えたいのか。それとも、平らにして宅地でも建てたいが。そんなようなことが、何かあれがあるがやないろうかね。

〇〇委員 いいですか。開発のときに問題になるというても、まだ開発の計画立ってないがやろう。ほいたら、計画立ったときにもう一回出してもらうたらええやいか。ほいたら、その開発の許可を出すとか、そんな段階じゃないがやろう。ミカンをずっと作りたい言いようがやけん。開発するがやったらミカンが植え付けれんやいか。もう一回開発の許可申請するときに、これも近々開発申請するんで、もうミカンも切りますと。そんな段階で申請してもらったらええ。まだミカンを本人が作る言いようのに、変な話やないですか。本人がもういや言うがやったら分かるけど、本人は作りたい言いようがやけん。

事務局 すいません。現状としまして、〇〇委員が申請者がご本人さんから聞いていただいたのが、そのまま農地として現状は残したい。けど〇〇からは、ここにあるように、完全に残土置き場として処理したいという転用許可手続きが上がってきてるので、今回こういった形で手続きとして受けるかいうのがを〇〇に1回確認した方がいいかなと思いますので、すいませんが一旦ちょっと連絡を取らせてください。
(事務局電話・休憩中)

議長 〇〇に連絡が取れまして、4条許可申請については、保留という話になりましたが、いいですかね。
(異議なしの声あり)
それでは、次の議案に移りたいと思いますが。休憩飛びまして、5条許可申請につきまして1件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 2ページをお願いします。議案第3号、農地法の5条申請です。番号1番、譲渡人、〇〇さんです。譲受人、同じく〇〇さんとなっております。申請地としまして、黒潮町田野浦字打越1039番2、畑636平米です。理由としまして、住宅建築のためとのことです。31ページからをお願いします。31ページ、まず航空写真ですけれども、場所としまして、田野浦の打越団地です。東側の方に田野浦の避難集会所が見えております。こちら、もともと避難整備地やったがですが、今その住宅用地として転用が行われていて、家がぼつぼつと建っている場所となります。32ページが、ゼンリンの地図となっております。続きまして、33ページが拡大の航空写真です。申請地の左側が、今現在写真では空き地になっているのですが、今はこちらにも家が建っておりまして、住宅も増えているという状況になっています。続きまして、34ページが公図となっております。申請地の左側に1040-3とありますが、ここが今宅地となっております。そこの上下の1040-1と1041は、畑として残っております。続いて、35ページが土地利用計画図です。こちら、土地利用につきまして切土、盛土は行いません。駐車場部分がコンクリート舗装となります。それから、その他の住宅周りには碎石を敷くということです。そして、上半分のドッグランについては、芝を植える計画

ということになっております。続いて、排水計画ですが、雨水は自然浸透です。または、雨どい。この住宅の右の方にちょっと青っぽい線で点線が引かれておりますが、雨どい、集水枡で集めたのを、南側の側溝へ排水するという事です。また、生活排水については、左下の方に青枠で囲んでます合併浄化槽を経由し、同じく南側の側溝へ排水するという計画になっております。続いて、資金計画ですが、〇〇になっております。隣接同意については、34 ページを見ていただけたらと思うのですが、申請地の西側、左側ですが、1041 と 1040-1、こちらが畑ですので隣接同意をいただいているということのようです。36 ページが現況写真となっております。一方、現況、申請地内に白い倉庫が見えておりますが、こちらがは農業用の倉庫となっているようです。それから、こちらが基盤整備地なので、農地区分としては第1種農地で、通常は転用ができない土地というふうになるんですが、例外規定が適用されまして、既存の集落から 60m未満で接続しているものについては、住宅転用の場合のみ適用されるということになります。33 ページの写真などを見ていただきますと、申請地の右側に住宅が何戸か建っておりますので、連鎖した 2 戸以上の住宅、それが集落と呼ぶんですけども、この集落から 60m未満で接続したら、第1種農地であっても例外規定が適用されて転用が可能ということになるとのことです。住宅の場合のみになります。通常、転用ができるのが第2種農地もしくは第3種農地のみというふうにはなっておりますので、今回、第2種の例外規定ということで適用になります。

事務局の方からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありました。担当委員、私でございますが、以前にちょっと話も聞いてたんですけども、高台に移転したいということございまして、その〇〇さんと相談をしようという話をして、いずれ農業委員会の方に出るけんいうことは聞いちゃったがです。もうここら辺り、隣が以前出てきた〇〇君が、既にもう家としてを左の方に建てておまして、右側は〇〇君いうて〇〇ですが、そこも家を建ててまして、もう辺りずっと宅地というか家がずっと並んでおります。この写真で見ると宅地になっておりますが、ほとんどもう家です。で、避難集会所からずっともう、一部、その〇〇君のところの入り口のところに道を拡張した、ちょっと雑木があります。最後がその〇〇さんの持ち物やと思いますけど、ここはもう建てたらええわよというような許可もいただいているようございまして。本当に、特にもうここら辺りは宅地としてみんなが家を建ててるので、周辺農地というても、このハウスはずっと下でございまして、問題はないかと思えます。

以上です。何かこの件につきまして質疑ありませんか。

〇〇委員 36 ページですが、倉庫も全部これ入ってるがですよ。

議 長 倉庫は同じ土地です。多分この倉庫は取り壊すと思います。いいですかね。

〇〇委員 赤い線で囲んでるところがちょっと場所的になんかと思ひまして。

議 長 これは、写真で見るとかなり広いようですが、あまり広い倉庫でもありません。多分この倉庫は壊して、家建てると思ひます。ほかにありませんかね。

(質疑等なし)

それでは、この5条許可申請につきまして承認を受けたいと思ひます。5条許可申請につきまして承認されます方、挙手願ひます。挙手全員でございます。5条許可申請につきましては、承認をされました。

それでは、次の議案に移りたいと思ひます。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定です。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 当日資料でお配りした、第4号の資料をお願いします。すいません、今回すごく申請が多くなっておりまして、それがこれまでも話してました利用権設定の方法が令和7年の4月からがらっと変わることによって、その手続きが複雑な手続きになってくるので、前倒して相対でやっておきたいということで、少し多めの申請が出てきております。では、1ページと2ページ目が相対の方になっていますので、ご説明をさせていただきます。まず、6-91、大方6-88、〇〇さん。借受人、〇〇さんとなっております。こちらは、先の3条申請で2筆申請があった分の中の、真ん中に空いた土地の分がこちらとなっております。設定期間としまして、令和7年3月1日から令和22年12月31日となっております。場所としまして、蜷川字中原4162、田、面積471平米、作目ミョウガ、反当たり〇〇となっております。続いて、6-92、大方6-89、貸付人、〇〇さん。借受人、〇〇です。期間が、令和7年3月1日から令和17年4月28日の10年間となっております。場所としまして、蜷川字坂の下4320、田779平米、作目が陸稲となっております、〇〇となっております。続いて、6-93、大方6-90、貸付人、〇〇さんです。借受人、〇〇さんです。設定期間として、令和7年3月10日から令和17年3月9日、10年間となっています。場所としまして、入野字新明7353、田542平米、作目水稻の〇〇となっています。続いて、6-94、大方6-91、貸付人、〇〇さん。借受人、〇〇さんです。期間としまして、令和7年5月11日から令和12年5月10日となっております、場所が入野の字横ノ浜7319、田1,323平米、作目タバコ、〇〇となっております。続いて、6-95、大方6-92、〇〇さんです。借受人、〇〇さんとなっております。期間、同じです。場所としまして、入野字横ノ浜7313-1、田1,009平米、作目タバコ、〇〇となっております。続いて、6-96、大方6-93、貸付人、〇〇さんです。借受人、〇〇さんとなっております。期間としては、10年間となっています。場所が、入野字新明7452、田3,740平米、作目ニラ、〇〇となっています。続いて、6-97、大方6-94、貸付人、〇〇さんです。借受人、〇〇さんです。設定期間としまして、5年間となっています。場所が、入野の字西ヒジリ3437-1、田9282平米、作目ショウガ、

〇〇となっています。こちらは、コスモスの植え付けをしているローソンのすぐそばで、借受人さん、〇〇さんが徐々にショウガの面積を増やしてやっていきたいとのことで、新たに借り入れをされる場所となります。続いて、6-98、大方6-95、〇〇さんです。借受人が、ここから12筆ぐらい全て〇〇さんとなります。期間として、令和7年3月10日から令和11年12月31日です。場所が、出口字石塚3086、田2,120平米、作目水稻、〇〇です。続いて、6-99、大方6-96、貸付人、〇〇さんです。借受人さん、〇〇です。設定期間も、同じとなっています。場所が、田野浦字本田2952、田671平米、作目水稻、〇〇となっています。続いて、6-100、大方6-97、貸付人、〇〇さん。借受人さん、期間、同じです。場所が、黒潮町田野浦字本田2948、田802平米、作目水稻、〇〇です。続いて、6-101、大方6-98、〇〇さんです。期間等、全て同じで、場所が、田野浦字塩入3530、田830平米、作目水稻の、〇〇です。続いて、6-102、大方6-99、〇〇さんで、期間も同じです。場所が、田野浦字塩入3530、田810平米、作目水稻、〇〇です。続いて、6-102、大方6-99、〇〇さんで、期間も同じです。場所が、田野浦字塩入3530、田810平米、作目水稻、〇〇です。続いて、6-103、大方6-100、〇〇さんです。期間等全て同じで、場所が、田野浦字新東谷3019、田2,080平米、作目水稻、〇〇です。続いて、6-104、大方6-101、〇〇さんです。設定期間等は全て同じです。場所が、出口字新石塚3095、面積1,012平米、作目水稻、〇〇となっています。続いて、6-105、大方6-102、〇〇さん。期間等は同じで、場所が、田野浦字西間3496、田1,134平米、作目水稻、〇〇です。続いて、6-106、大方6-103、貸付人、〇〇さんです。期間等同じで、場所が、田野浦字西間3813、田2,236平米、作目水稻、〇〇です。6-107、大方6-104、〇〇さんです。期間は同じで、田野浦字西間3470、田1,339平米、水稻、〇〇です。続いて、6-108、大方6-105、〇〇さんです。期間等同じで、田野浦字塩入3499、田710平米、作目水稻、〇〇です。同じく、〇〇さんで、期間は同じ、田野浦字塩入3527、田1,670平米、水稻、〇〇となっています。続いて、6-110、大方6-107、貸付人〇〇さんです。借受人、〇〇さんとなっています。期間としまして、令和7年4月1日から令和16年3月31日。場所が、浮鞭字ヤモウヂ4149、畑939平米、作目ドクダミの、〇〇となっています。相対が以上となります。引き続き、3ページをお願いします。こちらが、中間管理の分となります。6-111、大方6-108、貸付人、〇〇さんです。期間としまして、令和7年3月10日から令和17年3月9日。場所が、田野浦字家ノ前1785-1、畑409平米、作目果樹、〇〇です。6-112、大方6-109、〇〇さんです。期間は同じで、場所が、田野浦字家ノ前1785-2、畑998平米、果樹、〇〇です。6-113、大方6-110、貸付人、〇〇さんです。期間は同じで、場所が、田野浦字家ノ前1788-3、畑272平米、作目果樹、〇〇です。これら3筆について、個人と農業公社とで利用権設定後、〇〇さんと利用権を設定します。続いて、6-114、大方6-111、貸付人、〇〇さんです。期間としまして、令和7年4月8日から令和17年4月8日となっています。場所としまして、浮鞭字ヤモウヂ4195、畑620平米、作目果樹、〇〇です。続いて、6-115、大方6-112、貸付人、〇〇さんです。期間は同じ

で、場所がヤモウヂ 4196、畑 3,598 平米、作目果樹、〇〇です。これら 2 筆について、農業公社と利用権設定後、〇〇さんと利用権の設定を行います。続いて、6-116、大方 6-113、貸付人、〇〇さんです。期間としまして、令和 7 年 6 月 10 日から令和 17 年 4 月 8 日までです。場所としまして、出口字石ガ谷 858-1、畑 318 平米、作目果樹、〇〇となっています。こちらは、農業公社と利用権設定後、〇〇と利用権を設定します。今回の利用権設定については、以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。ぱっと見て、なかなか分かりにくいとは思いますが、この件で何かありましたらお願いします。

〇〇委員 いいですか。ちょっと関心があるんですけど、これ 2 番目の作物、陸稲いうてあるけど、なかなか陸稲うまくいったらええかなと思うけど、これ。

〇〇委員 埼玉の方で昔からやっているみたいやね。結構あるみたい。水張らんと完全な畑で。美味しい品種もできている。

〇〇委員 収量あげれるようやったら、いいと思うけどね。ぜひ見せていただきたい。

議 長 ほかに、この利用権の選定について何か意見ありませんかね。ないですかね。

(質疑等なし)

特にないようでしたら承認を得たいと思いますが、いいですかね。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第 4 号のこの利用権の設定につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手多数です。挙手多数で、議案第 4 号、利用権の設定につきましては承認をされました。

それでは、議案第 5 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 当日資料でお渡ししました、議案第 5 号と書かれた資料をお願いします。こちらですが、毎年度当初、4 月中に目標設定について公表しなければならないとされているために、今回この定例会にかけさせていただきました。一応毎年度、年度末、年度当初に定例会の方でご確認いただいております、簡単にご説明をさせていただきます。まず最初の方から、農業委員会の現在の体制、令和 7 年 4 月 1 日現在で書いています。こちらについては、もうこれまでと変わりはありません。それから 2 番、農家・農地などの概要については、このコメントにもありますように、2020 年農林業センサスからの数字を取っています。2025 年に農林業センサスの新しい結果が出るので、また来年度はこの数字が変わってくるとは

思います。右側の方、認定農業者につきましては、町認定 97 人、県認定 7 名を、ここへ足して書いております。あと、基本構想到達、認定新規就農者等は、こちらで把握している数字をここに書かせていただいています。それから、その下の耕地面積については、作物統計調査という農林水産省の調査、ホームページに公開されておりますので、その数字をここに書かせてもらっています。ちょっとめくっていただきまして、最適化活動の目標についてです。管内の農地面積は、これは農水省のホームページに載っていたものです。その右側、これまでの集積面積。これが、現状の利用権設定の全面積になってきてます。なので、これの集積率として割りますと 22.2%という、右側の数字が出てきます。そして、次の 2 番目標のところ、農地の集積の目標年度。これが令和 3 年度から 10 年後というふうに、県の基本構想でされております。なので、これが 13 年度で出てます。その右側、集積率の 58%。これも、県が 58%というふうに設定をしているので、そのままの設定となります。左下の方を見てみると、今年度の新規集積面積。これ、毎年度 5ha を目標として一応挙げさせていただいています。右にあって、農地面積。これは、先の農水省のホームページにあります 749ha を載せております。そして、今年度末の集積面積 172ha。これが、先に上に書いてました 167、現在の実績に今年度の目標である 5ha を足して、172ha としております。この 172ha を、右上にあります農地面積を 749ha で割ったものが、今年度末の集積率、集積目標 23%となります。続いて、2 番、遊休農地の解消についてですが。現状としまして、1 号遊休農地面積が、今年度農地パトロールをしたものを足して全部で 44ha となります。そして、この右側に緑区分と黄色区分というふうに分かれています。緑区分というのが、草刈りとか木を多少伐採したりして、復旧ができると思われる場所。黄色区分というのが、一定重機などを入れて開墾しないとなかなか復旧は難しいというところなんです。もうほぼ全て緑区分として判定を受けましたので、44ha ほぼ全てこちらに入ってきてます。黄色も若干あったので 0.何ha だったんですが、数字としては 0 になってしまっております。次に、遊休農地解消の目標のところなのですが。緑区分の遊休農地の解消、こちらが 44ha のところなんです。こちらはちょっと指定がありまして、下の※のところ「令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の 5 分の 1 の面積を記入」とありまして、これが 35ha だったので、5 分の 1 の 7ha というふうに書いています。その下、黄色区分は 0 です。新規発生遊休農地の解消なんです。今年度の新規発生が 9ha なんですけど、目標としてもうここは任意で入れてくださいだったので、1ha を目標として入れさせてもらってます。1 次のページへいきまして、3 番、新規参入の促進についてです。令和 4、5、6 年度を載せてますが、6 年度としまして新規参入、こちらで把握できてるのが 3 経営体。集積面積、3 条とか利用権設定をしたりする面積が 0.8ha となっています。ここはもう、新規参入者の耕作する農地の確保を課題として集積を進めていかなければいけないというふうに、課題としては思っています。次の 2 番の目標なんです。これは、年度中に出てきた 3 条申請とか、新規参入者への集積の数字です。3 年間平均を取って 19.1ha が、平均として出てきています。下にあって、新規

参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積と、分かりにくいのですが。これが、その上の平均 19.1 の 10 分の 1 が、ここに来るようです。これ 1.9 ha を、新規参入者への集積の目標としていこうという面積になるようです。次の最適化活動の目標なんですけど、1 人当たりの活動日数。これは、ちょっと前からお話をさせていただいてますとおり、活動記録度を月に 6 日をお願いしておりますので、月当たり 6 日ということでさせていただいてます。次の、活動強化月間の設定目標。これが、3 回設定が義務付けられてまして、例年同じなのですが、取り組み時期 7 月から 9 月、遊休農地の解消という形で、コスモスやヒマワリの植え付けによる PR 活動。それから、令和 7 年 1 月という、一応 11 月ということできてるんですけど、地域計画の目標地図改訂に関する協議への参加。去年は地域計画の策定になったので、11 月、12 月でもう全町的に大規模な座談会などを行わせていただいたんですけども、話させてもらったように、その利用集積に目標地図以外の方が入ってくることがあるので、そういう場合は目標地図の改訂が必要になってくるので、改訂のときのやり方をまだ県の方から提示はされてないのですが、そういった話し合いがあるであろうということでここに入れさせてもらってます。続いて、10 月から 12 月、新規参入の促進ということで、委員さんによる新規参入相談会、新・農業人フェアや、勉強会等への参加。なかなか、下に入っておりますが、新・農業人フェアというのが大阪とか東京で開催されてまして、役場の移住担当などと一緒に行って、町で農業をしませんかというような声掛け、説明会等をしているんですけども、こういったところに可能であれば参加できたらなということで書かせてもらったのと。あと、その 10 月、12 月の時期に農業開催の農業委員全員研修会などもあるので、そういった中で勉強会も開催されるので、一応この強化月間の 1 つということで、ここには書かせてもらいました。次の 3 番、新規参入相談会への目標ですけども。これは申し上げたように、その大阪、東京などで行われるところへ、可能であれば農業委員さんも行けたらというところで、ちょっと書かせてもらってます。

内容としては、以上です。

議長 あんまり今までと大きく変わったということはないみたいですが。何か、この点で質問ある方。ちょっと分かりにくいところもあろうかと思えます。質問ある方。今のは目標。絶対こうせないかんということもないようでございますが、何かないですかね。何か質問ないですかね。

(質疑等なし)

なければ、一応承認が要るそうなんです、承認を受けたいと思います。この、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。議案第 5 号につきましては、承認をされました。

(午後 4 時 00 分終了)